

よくあるお問い合わせ

(子ども・子育て支援金制度について)

Q1. 独身や高齢者にも支援金の負担があるのはなぜですか？

将来の社会保障を支える子どもたちを、みんなで応援する仕組みです。児童手当などの直接的な給付は受けない方も、社会全体で支え合うことが大切と考えています。

Q2. 「独身税」ではないのですか？

いいえ、独身の方だけが対象ではありません。すべての世代・立場の方に広くご協力いただく制度です。

Q3. この制度はもう決まっているのですか？

はい。令和6年6月に法律が成立し、令和8年4月から始まることが法律で定められています。

Q4. この制度について初めて聞きました。

こども家庭庁のホームページなどで詳しくご案内しています。今後も広く周知していく予定ですので、ぜひご確認ください。

Q5. 支援金の徴収はいつから始まりますか？

令和8年度から医療保険料と一緒にご負担いただく予定です。雲南市では7月からお支払いいただく予定です。

Q6. 令和10年度以降も支援金の負担は続きますか？

はい。令和8年度から段階的に導入され、令和10年度以降も継続される制度です。

Q7. 支援金の負担額はどのくらいですか？

所得に応じて異なりますが、令和10年度の目安は月額450円程度です（医療保険制度により異なります）。

Q8. 手取りが増えないのに負担が増えるのでは？

社会保険負担の見直しとあわせて導入されるため、追加的な負担にならないよう配慮されています。低所得者向けの軽減措置もあります。

Q9. 今後、負担額がどんどん増えていくのでは？

令和10年度まで段階的に増える仕組みですが、それ以降の増額は現時点では予定されていません。法律で使い道が定められているため、勝手に増えることはありません。

Q10. 医療保険料から子育て支援の費用を出すのはおかしくないですか？

医療保険制度はすべての世代が関わる仕組みであり、出産育児一時金などもすでに含まれています。支援金制度も医療保険とは別の制度で、目的に沿って使われます。

Q11. 支援金は何に使われるのですか？

児童手当の拡充や妊婦・乳児への給付、育児休業支援など、6つの子育て支援施策に使われます。

法律で使い道が定められており、他の用途には使われません。